

緊急事態宣言解除後の感染対策の徹底

【利用前の確認により休みをお願いする場合】

- (1) 風邪の症状や発熱がある
- (2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、味覚・嗅覚障害がある



利用休止の連絡またはお願いをする

○利用者様に以下の点についてご協力をお願いする

- (1) サービスご利用前(送迎前)の体温測定
- (2) 感染症の疑いがある場合には、ご本人・ご家族に連絡後、サービス提供の中止
ご家族の対応が困難な場合には、当事業所の判断にてサービス提供を中止させていただく
要求をする

【職員の対応について】

- (1) 出勤時に検温、感染予防策の徹底
 - ・スタッフ自ら発熱が生じた場合は、事業所に出勤困難であることを連絡。(2)へ対応移行
 - ・家族が発熱した場合は事業所の判断によるものだが、医療機関に連絡した際、一応、自らの出勤の可否を確認してもらい、上長報告判断を仰ぐ
- (2) 発熱や呼吸器症状がある場合は医療機関に連絡し、受診を行う。検査(PCR 検査含む)をしてもらい結果報告を義務とする
- (3) 職員が感染症罹患のリスク回避のため外部への活動を自粛。生活に必要なことに関してを含めて、外出する場合は行動履歴を把握・残しておく

【事業所内の対応について】

- (1) 午前午後において、ご利用者様のご利用前に手に触れる器具について、消毒と換気(営業中)の実施

[消毒場所]

- ・テーブル・イス(アームレスト)
 - ・運動器具(レッドコード持ち手、ボード、自転車、枕、マット、ポール、ボール、フィットネス機器全般)
 - ・バイタル道具(体温計、パルスオキシメーター、聴診器など)
 - ・トイレドア、手すり、蛇口付近、スイッチ周囲
 - ・出入口ドアノブ
- (2) 送迎車の手すり・シート等の消毒・除菌と換気の実施
 - ・ピストン送迎の合間に実施を徹底
 - (3) 来所時・食事やおやつ前に手指消毒を実施
 - (4) 送迎時からご利用者様・スタッフのマスクの着用を徹底
(在庫に限りがあるため、ご自宅でのご用意をお願い致して装着してもらう)